

歯科衛生士のための  
衛生行政  
社会福祉  
社会保険

第8版

末高武彦



医歯薬出版株式会社

# 1章 社会保障制度

**要点** 今日の保健医療、社会保険、社会福祉に関する行政は、社会保障制度に基づいて行われる。社会保障制度の体系を知り、社会保障制度の考え方と私たちの生活とのつながりについて理解する。

## I. わが国の社会保障制度

### 1. 社会保障の前史

社会保障という言葉は、アメリカにおける Social Security Act（1935年）ではじめて用いた。社会保障を定義し体系化したのはイギリスにおける1942年の Beveridge 報告であり、その後「ゆりかごから墓場まで」といわれる制度を整備した。今日用いられる社会保障制度は第二次世界大戦以後各国に波及した。わが国では昭和21（1946）年に公布された**憲法第25条**において、国民が健康で文化的な生活を営むため、国は社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めると定め、社会保障の用語が公式に登場した。

社会保障制度の源流は、**労働者間の相互扶助**と、**貧困者に対する救済**にある。前者は、産業革命以後における熟練労働者の団体である、ドイツの共済組合あるいはイギリスの友愛組合でみられる。組合では、組合員の組合費をもとに相互扶助の精神によって、失業、病気などに対する救済制度を発足した。これらが、今日の**社会保険**の源流である。

後者の始まりとして代表的なのが、1601年の**エリザベス救貧法**である。救貧法では、貧困者に仕事や仕事に必要な材料（木綿糸など）を与え、労働不能者に生活の救済を行った。このような動きが、今日の社会福祉の源流である。

わが国においても、明治7（1874）年に**恤救規則**<sup>じゆききう きそく</sup>を定め、隣人相互の扶助で救われない者に対して恩恵的な給付を行った。また、明治38（1905）年には鐘紡と八幡製鉄所が共済組合を設立し、企業内の共済制度が発足した。国の制度では健康保険法を大正11（1922）年に定めたのが始まりである。なお、この制度は、関東大震災が翌年発生したため昭和2（1927）年から始まった。

### 2. 今日の社会保障

わが国の社会保障制度は、さきの憲法第25条に示す国の責任を実現するため、昭和23（1948）年に社会保障制度審議会を設け、昭和25年に社会保障制度に関する勧告を出した。ここでは、社会保障制度の定義を示し、その分野を①**社会保険**、②**公的扶助**、③**公衆衛生及び医療**、④**社会福祉**の4分野に大別している。この当時の社会保障の概念を示すと以下ようになる（p.4）。

# 2章 衛生行政

**要点** 社会保障の領域である地域保健、社会保険、社会福祉を学ぶうえで、基礎となるこれらの領域の行政制度（ここでは「衛生行政」と呼ぶ）について現在の組織や担う関係者について理解する。

## I. 衛生行政の目的

### 1. 行政とは

中世において一国を支配する君主は、人民に対して絶大な権力をもっていた。絶対王政のフランスでこのような姿をみていたモンテスキューは、『法の精神』（1748年）で、権力の集中によって起こる権力の濫用を防止し、人権を守るためには、立法、司法、行政の三権を分離し、それぞれを立法府（国会）、司法府（裁判所）、行政府（内閣）に分け、相互のバランスを保つことが必要であると説いた。この権力分立制は、その後世界の多くの国に普及し、わが国でも明治以来採用され、日本国憲法でも**三権の分立**を定めている。

立 法：国 会	公益実現のための法律を作る
司 法：裁判所	憲法・法律に基づいて正義を判断する
行 政：内 閣	憲法・法律に基づいて公益を実現する

三権のうち行政の定義をみると、「行政とは、法のもとで、公益の実現をめざして、個人ではできない公の仕事を国家や公共団体が統一性をもって継続的に行うことである」といえる。近代以前においては、行政は、封建領主や専制君主が支配し、ともすると独断的な統治を行っていた。近代国家において行政は、人（権力者）による支配ではなく、**法による支配**（国民が選んだ議員が定める）＝国会が制定した法律に基づいて運営し、**公共の利益**＝国民の利益の実現を目指して行う。

現憲法におけるわが国の行政は、

- ① 行政の主体である内閣制度を国会の統制のもとに置いた
- ② 国民全体の奉仕者である公務員制とした
- ③ 行政組織に関する法規は国会が制定する
- ④ 地方自治制を基礎とした

などの特色をもつ。また、行政が機能するには、**組織**、**法律・予算**と組織を動かす人が必要である。

行政は、国民に対し規制を伴うため、自由主義国家では国民に対する介入をできるだけ差し控

## 2. 食品表示法

平成 27 (2015) 年に施行された法律で、いままで食品衛生法、健康増進法などで定めていた**食品の表示**について一括して定める。加工食品に表示される表示の基準を定め、関連事業者の義務と罰則、栄養表示などについて定める。

## 3. 食育基本法 (p.95 参照)

食育基本法は、国民が食に対する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することで、心身の健康の増進と豊かな人間形成のため 2005 年に制定した。この法律は食育に関する基本事項を定めるもので、国、地方公共団体、国民とともに、教育者、農林漁業者、食品関連事業者などの責務を定め、食育推進計画を作成し、**食育推進運動**などを通じて地域・学校・家庭などで食育の推進を図ること、また、内閣をはじめ都道府県、市町村に**食育推進会議**を設けることを定める。

### 歯科衛生士に関する法律 キーワード その 1

#### \* 医師法

医師の任務 (1 条), 医師免許 (2 条), 免許の絶対的欠格事由 (3 条), 免許の相対的欠格事由 (4 条), 医籍 (5 条), 医師免許証 (6 条の 2), 医師国家試験 (9 条), 臨床研修 (16 条の 2), 医業 (17 条), 名称の使用制限 (18 条), 診療に応ずる義務 (19 条), 無診察治療の禁止 (20 条), 異状死体の届出義務 (21 条), 処方せんの交付義務 (22 条), 保健指導の義務 (23 条), 診療録記載および保存の義務 (24 条)

#### \* 歯科医師法

歯科医師の任務 (1 条), 歯科医師免許 (2 条), 免許の絶対的欠格事由 (3 条), 免許の相対的欠格事由 (4 条), 歯科医籍 (5 条), 歯科医師免許証 (6 条の 2), 歯科医師国家試験 (9 条), 臨床研修 (16 条の 2), 歯科医業 (17 条), 名称の使用制限 (18 条), 診療に応ずる義務 (19 条), 無診察治療の禁止 (20 条), 処方せんの交付義務 (21 条), 保健指導の義務 (22 条), 診療録記載および保存の義務 (23 条)

#### \* 保健師助産師看護師法

保健師の定義 (2 条), 助産師の定義 (3 条), 看護師の定義 [療養上の世話, 診療の補助] (5 条), 准看護師の定義 (6 条), 保健業務の制限 (29 条), 非看護師の業務禁止 (31 条), 業務従事者の届出 (33 条), 保健師に対する主治医の指示 (35 条), 保健師に対する保健所長の指示 (36 条), 医療行為の禁止 (37 条), 守秘義務 (42 条の 2), 名称の使用制限 (42 条の 3)

#### \* 歯科技工士法

歯科技工の定義 [補てつ物, 充填物, 矯正装置の作成・修理・加工], 歯科技工所の定義 (2 条), 歯科技工士免許 (3 条), 歯科技工士名簿 (5 条), 業務独占 (17 条), 歯科技工指示書 (18 条), 指示書の保存義務 (19 条), 業務上の注意 [印象採得などの禁止] (20 条), 守秘義務 (20 条の 2), 歯科技工所の開設届出 (21 条), 歯科技工所の管理者 (22 条), 歯科技工所の広告制限 (26 条)

# 資料 関係法令集

ここに掲げる法令の条文は、厚生労働省ホームページの法令集に従った。なお、本書の掲載ページ数の都合で歯科衛生士の実務に関係のない法令の一部を省略した。

## 1. 歯科衛生士法（昭和 23 年 7 月 30 日 法律第 204 号）

施行 昭和 23 年 10 月 27 日

改正 昭 28 法 213, 昭 29 法 71, 昭 30 法 167, 昭 42 法 120, 昭 44 法 51, 昭 56 法 51, 昭 57 法 69, 平元法 31, 平 5 法 89, 平 7 法 91, 平 11 法 87, 平 13 法 87・法 153, 平 14 法 1, 平 18 法 50, 平 21 法 20, 平 26 法 51・法 69・法 83

### 【法律の目的】

第 1 条 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もって歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的とする。

### 【歯科衛生士の定義】

第 2 条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。
  - 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。
- 2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。
- 3 歯科衛生士は、前 2 項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

### 【免 許】

第 3 条 歯科衛生士になろうとする者は、歯科衛生士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

### 【欠格事由】

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、歯科衛生士の業務（歯科診療の補助の業務及び歯科衛生士の名称を用いてなす歯科保健指導の業務を含む。次号、第 6 条第 3 項及び第 8 条第 1 項に